

以上簡単でございしますが、提案理由の説明といたします。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十番（松山清君） 二二には出ておりませんが、現時点での工事の進捗状況なんですが、開校までに十分間に合うということであるかどうかお尋ねいたします。

○教育委員会庶務課長（内田和雄君） 現在市立の第七小学校、第三中学校それから一中の講堂の建て替え工事をしてるわけですが、現在の工期の進捗状況は、三中につきましては、現在大体工期内完成ができるという見通しでございします。遅れても二、三日くらいではないかということでございます。それから七小につきましては、やはり大体いくんではないかというようにございしますが、これが五日程度現在遅れてるのではないかと、いうことで、当初遅れておりましたものはかなりばんかいを両業者ともしていただいております。それから第一中学校の講堂につきましては、一応十九日が卒業式でございしますので、十九日には卒業式ができるというような形で、内装等については現在仕上っておりますが、まだ

床がちょっと遅れております。それから回りの外装等が多少残るの

ではないかと思ひます。現在のところで十五日くらいの遅れではないかという

ふうに思ひております。

○十番（松山清君） わかりました。もう何日もないので、そうご努力をお願いいたします。

○議長（石川信義君） 以上で質疑は終わります。

おはかりをいたします。ただし議題となつております報告第二号の

専決処分については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よろ報告第二号は原案どおり承認することに決定をいたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第六報告第三号専決処分の承認を求めることについて（昭和四十八年度福生市水道事業会計補正予算（第三号））を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(水道課長井上久男君登壇)

○水道課長(井上久男君) ご指名によりまして報告第三号専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして、議会を招集するいとまがないと認め、昭和四十八年度福生市水道事業会計補正予算第三号を専決処分した次第でございます。

内容について若干説明をさせていただきます。

本補正予算の第二条のとおり企業債の借入利率のみを変更し、専決したものでございます。これは先の全員協議会の際に、企画財政課長がご説明した内容のものでございます。ご案内のとおり昨年来より公定歩合の引き上げが再三にわたって行なわれ、企業債の借入利率もその都度変更され本年二月一日以降の借入利率は大蔵省七・五%、公営企業金融公庫七・七%と決定されました。したがって四十八年度の借入申込みの時期を控え、既決予算の七%以内では借入許可書が出ないため、また借入日の約二十日前くらいに事務手続きが必要なために二月二十八日専決した次第でございます。



なお参考までに本年度の借入金額を申し上げますと、七千万円でございす。そのうち大蔵省から四千六百万円、公営企業から二千四百万円を借入する予定でございます。

たいへん雑な説明ですが、原案とありご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十番(松山清君) 公定歩合が上がったということやむを得ないと思いますが、一般的にその他のものについてもかなり利率の変更というものもあるわけですね。その点これに加えることにより地方自治体の財政そのものが圧迫されるわけですね。そういうことについて政府に対して利子補給をやるということの点についてまた、公定歩合を上げないということについてやはり地方自治体として要望していく必要があるのではないかと思ひます。そういう点で今後そういうものをやろいかどうか一つお聞きしたいと思ひます。

○企画財政課長(上野重勝君) ただいまの松山議員さんのご質問でございますが、ご指摘のように各自治体におきましては、この問題について非常に真剣に

取り組んであります。それから自治省におきましても率先してこの問題について大蔵省と折衝はしております。しかし現在のような経済事情でございましてこの問題をただちに市町村の要望とありにくいということにはならないかと思いますが、それから全国市長会あるいは都道府県知事等の会議におきましても、国に対して強い要望をしてありますので、それらについてはそういうことでございします。

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

あはかりをいたします。ただいま議題となっております報告第三号の専決処分承認を求めることについては、原案のとおり承認することに異議ございませいか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって報告第三号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（石川信義君） 日程第七議案第二号福生市職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

福生市議会

本案について提案理由の説明を求めます。

（秘書職員課長 高水求君登壇）

○秘書職員課長（高水求君） ご指名がございましたので議案第二号福生市職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は最近複雑多岐にわたる行政需要の高度化と増加が予定されている中におきまして、市民へのこまかいサービスを積極的に推進するために必要最少限度の増員を行ないたいということでございします。

第二条におきまして、中長部局の職員について二百六十五名を二百七十五名に増員したい。それから教育委員会の事務局は今回第三中学校並び

に第七中学校の新設、開校に伴いまして、それらの用務員あるいは補助員あるいは事務員といったものに充てるために八十三人を九十三人に改正したい。それから同条同項の第七号中三十人を三十五人というのは

水道事業でございしますが、ご案内のとおり水道事業は本年に東京都の一元化に伴いまして、東京都に移項した後の定数条例等の改正はなかなか困難ではなからうかということから、一応三十人であるものを三十五人に改正したい。したがって合計で三百五十九人を合計四百三十二人に改めたいというこ

とでいいます。

附則において、この条例は四十九年四月一日から施行したいというものですけれども現在市におきましては、極力職員の増加を防ごうという姿勢でもう私も進んでおりまして、現在の実人員は三百八十名でございます。したがって今回条例が改正されました四百二十名になるわけでございますが、残りの四十名につきまして、全員これを補充するというのではなく、ああむね半分くらいの線に押えたいというふうに私も考えております。

なにとぞ慎重に審議の上ご決定くださるようお願い申し上げまして、はなはだ簡単ですが説明にかえさせていただきます。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十七番（関 米吉君） 教育委員会の事務局及び教育機関の職員を八十三名を九十三名に十名増員する中で、いま用務員について触れられましたが、何等級に何名というふうな根拠、どれくらいのそういう関係のものをふやすのか。お伺いいたします。

○秘書職員課長（高水求君） 学校用務員につきましては現在第一中学校が大きいと

いうことで第一中学校に二名用務員を配属しておりますが、当然今度は第三中学校が第一中学校から分離独立いたしましたので、そのうち一名を用務員を第三中学校に配置替えをしていただきたく教育委員会の方には要望してございます。したがって用務員一名増員につきましては第七小学校の新規の用務員となろうかと思っております。

○十七番（関米吉君） ちよとむずかしい答弁で私にはわからないんですが、現実

に実数かふえるんですか、小、中学校合わせて何名ですか。現実

○十七番（関米吉君） それで十分と考えておられるのですか、いまうちの学校の関係では私が指摘するまでもなく二十学級に中学校は一名、小学校はそんな規準はたいわけですがそれはどういう理由ですか。

○秘書職員課長（高水求君） 従来の学校用務員につきましては、第一中学校につきましては二名でございましたが、その他の小、中学校の用務員については一名を配置しております。それから学校事務員あるいは用務補助員、そういうものにつきましては各学校一名ずつ措置しております。

まして逐次ご説明申し上げたいと思います。

議案第三号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件につきましては提案理由にも記載のとおり、福生市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、別紙のとおり報酬を改正したいわけでございますが、去る一月十六日福生市長及び福生市特別職報酬等審議会におきまして、議会の議員三役ならびに教育長の報酬についで、及びその実施時間につきまして諮問したわけでございますが、それ以来報酬等審議会におきましては都合五回にわたりまして慎重審議をされた模様でございます。審議会は九名をもって構成されております。去る二月十三日最終の答申が出されたわけでございますが、その答申の内容につきましては議案第三号にお示しのとおり、議会の議員につきましては、議長におきまして十萬三千円を十萬九千円に、副議長におきましては八萬八千円を十一萬八千円に、常任委員会委員長ならびに特別委員会委員長、議員運営委員会の委員長等につきましては八萬一千円を十萬九千円に、議員につきましては七萬五千円を十萬一千円にそれぞれ改め

福生市議会

福生市議会

ようとするものでございます。

それにつきましては昨年も同様本年の

一月一日から及適用しようとするものでございます。

さらに旅費及び費用弁償におきましては実態に沿うべく所要の改正を行った次第でございます。それから二項におきましては、いままでに払ったものは報酬の内払いという規定でございます。

それから引き続きまして議案第四号でございますが、議員さん以外のいわゆる非常勤の特別職の職員、報酬及び費用弁償につきまして、も第三号議案によりましてお示しのとおり、議員さんの報酬ならびに費用弁償の改正に伴いまして、二に教育委員会をはじめ、各種委員会ならびに各機関の補助機関たる各委員、そういうものにつきまして議会の議員の報酬ならびに費用弁償の増額に準じつつ、他の市町村の均衡を保ちながら二にお示しの月額および日額に改正させていただきます。

やはりこの施行につきましては議会の議員さんと同様、報酬につきましては一月一日、その他の費用弁償等につきましては四月一日から適用をいたしたい。それから二項においては、いままで支払ったものは報酬

の内払いであるということを規定してございます。

それから引き続きまして議案第五号でございしますが、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例でございします。これも三号議案と同一の趣旨でございまして、特別職報酬等審議会の答申をそのまま受けまして、ここに給与改定ならびに第四条第一項中に従来特別職におきまして勤勉手当というものがあつたわけでございしますけれどもかねてから東京都の行政局の指導がありまして、特別職におきまして勤勉手当というものはまずいというふうなことの指摘がございまして、期末手当に一本化をはかれないということで、勤勉手当を削除いたしました。それから、期末手当の割合は、いわゆる一般職員に対する期末勤勉手当の割合の合計とするということで実質的には同じということでございます。報酬につきましては、ここに記載のとおり市長におきましては従来二十五万四千四百円でございましたものが三十一万八千円、助役におきましては二十一万七千三百円が二十七万一千円、収入役におきましては二十六万四千四百円が二十五万八千円ということでおおむね二五%の報酬アップの率となっております。



附則の施行期日におきましては、前の二案と同様、報酬におきましては一月一日にそ及適用させていただきます。それから後の四条関係につきましては四十九年四月一日以降のもの、期末手当から適用ということになる次第でございします。それから二項におきましては給与の内払いの規定でございします。

それから引き続きまして議案第六号でございしますが、これも議案第五号と全く同じものでございまして、福生市の教育委員会の教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例でございまして、やはり特別職報酬等審議会の答申に基づきましてまず報酬を二十万六千四百円から二十五万八千円ということに改定させていただきます。さらに第二条の一項の中には、やはり勤勉手当を削除いたしました。期末手当一本にかけたということでございます。それから市長三役と同様一般職員に対する期末勤勉手当の割合の合計とするということでございます。

附則におきましてはやはり一月一日にそ及適用させていただきます。二条の改正規定は四月一日からということでございます。二項におきましては給与の内払いということでございます。

以上四議案について、まことに雑はくございしますが説明にかえさせて
いただきますが、いずれもいわゆる特別職の報酬等審議会の慎重な
ご審議の末、答申されたものをそのまま市長においてここに提案し
たような次第でございします。なにとぞよろしく慎重審議をいただき
ましてご決定くださるようお願いを申し上げまして、説明にかえさせ
ていただきます。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十番（松山清君） 一言に言つて非常に大幅なアップだということになると思
います。審議会の答申そのままということですから、額だけ市長
に答申したのじゃないのではないかと思います。それなりの理由がついて
いるのじゃないかと思いますが、それが説明になつたけれどもこういうふ
うに答申したいいわゆる審議会の理由がどういふものかお聞かせ願ひたいと
思います。

思ひます。

それからたとえば議員の報酬がこのようにアップした場合に、ましてや
一月にさかのぼつて支給ということになつてゐるわけですから、四十八年度

分の一月から三月までの必要財源それから四十九年度必要財源、また
福生市長等の給与に関する条例の場合にも四十八年度三カ月分の
必要財源、四十九年度の必要財源というものに対して一つお教えしていただ
きたいと思ひます。

○秘書職員課長（高水求君） 去る三月十二日に報酬等審議会から答申があり

ましたわけでございしますが、答申書がございしますのでちよつと必要な部分だ
け読ませていただきたいと思います。

「審議会においては議員の報酬は職務の特殊性とその責任に対応し
たものであると同時に、社会的地位にふさわしいものでなければならぬ。
また市長及び教育長の給与は一般職の給与の最高額より上位にある
ことが望ましい。」を基本理念として、「都下各市の特別職の報酬及び給
与の実態と、本市の特別職の給与と一般職の給与との現況の比較、最近に
おける経済情勢と消費者物価の動向、一般職員の給与改定状況、各
市の行財政実態等多くの資料を参考に調査しました市民感情等も十分
配慮するなどあらゆる角度から検討し、審議を重ねた結果、全会
一致で本答申を行なうものである。」——、ということ、先ほど提案

された額がそれぞれ記入されております。また改正の実施時期につきましては「昭和四十九年一月一日から実施すべきこと」結論を得た。それからその他といたしましては「本答申について議員、理事者におかれてはその重要な責務に対する処遇には不満足な面もあるかと思いますが、その職務を十分遂行されることを期待いたします。」それからまた「特別職の報酬給与等の改正に対して審議の過程において最近の経済情勢の激変と民間給与の引き上げ等にかんがみ、昭和四十九年度としても当然一般職の給与に關し、人事院の勧告も行なわれると思われるが、予則の事項を先どりして額を決定すべきではない——、との意見を重視して改定額の答申をしたので、今後一般職の給与ならびに他の市町の特別職の給与と比較し、均衡を失することとなったときは、それなりに検討すべきであることを記するものである。——、こういうようなことが答申に添えて出されていられるわけであります。以上です。

○企画財政課長（上野重勝君） 給与改定に基づく財源でございますが、後ほど提案をいたします補正予算の中で議会の議員報酬につきましては、一月から三月までの分でございますが百十八万七千円、市長部局

につきましては五十八万八千円という数字が計上されております。

なお年間につき申し上げますと、三役分につきましては大体二百三十万円の増額になろうかと思っております。それから教育長については七十五万円の増額になろうかと思っております。その他全般的な報酬につきましては、前年度と比較いたしますと一千二百三十八万八千円、率にいたしまして三、一%の増額ということになります。以上でございます。

○十番（松山清君） 私は結論から申し上げますと、このような大幅な値上げについては、特に議員それから福生市長等の特別職というものについては反対であります。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、こちらの方はそれだけ仕事を持っておられ、いままでやってきましたというようなこともありますので、これはけつこうなことだと考えてあります。

特に一月一日にさかのぼることによつて、たとえば議員だけで百十八万円、三役が五十八万八千円、また教育長七十五万八千円と約百七十五万円以上の一般財源を必要とする。それから四十九年度は一千万以上の財源を必要とする。

るということになるわけですが、市長は盛んに二割五分自治体と
いうことを口癖のように言っています。そういう中で当市の財政は厳しい
ということ、これはもちろん市長でなくても私どもも知っているわけです。
このような中で三役及び議員がただ経済情勢の変動、物価の値上がり
ということをつつの大きな理由としながら特権的に値上げするということは
非常にまずいと思います。「市民感情を考慮する」ところではなくて
市民感情をさかたにするんじゃないかと思えます。そういうことで
この際自粛してもらいたいというふうに考えます。

それからたとえばこれらの財源が一千万円以上もあるならば、学校給
食費の引き上げの問題で、月一人当たり百円補助したとしても五百万円
で間に合う。このようなことを考え合せたならば、給食費の値上
げが考えられるならば当然そういうところに財政的には回すべきじゃな
いかと、一つの例ですけれども私は考えてあります。そういう点でまた
宿泊料の問題についても後で提案されると思えますけれども、一等級
級、二等級、三等級とこまかく区別してありますが、そういうことを
を細かくしなくても、なにも議員と職員との差をつける必要はない

と思います。経済情勢を理由に三役をはじめの値上げをやろ、
これから春闘その他で……。

○議長（石川信義君）

松山議員、

質疑の内容についてわりと願っています。

○十番（松山清君）（続）

一般職員の方たちに本当に十分保障されるだけの財
源的な余裕があるかどうか、そういうことについてもお聞きしたと思えます。

○市長（石川常太郎君）

自席で失礼申し上げます。

ただいまの一般職員の予算につきましてはもちろんございますし、また
職員の給料が滞ることがあるはならないわけですから、その点はご安心
していただきたいと思います。

なおついでですから申し上げても、少なくとも役所は組織で
動いておりますので、上の者はいたたきなくても職員より余計にいた

たかなくちゃならないわけですから、またよその市と比較いたしまして決して

高いものでもございませし、また職員が上がりましたその後で上げるわけ

でございますけれども、ある一部の方々が給料値上げ、給料値上

げと騒ぐものですか、このように給料が上がりまうものでございます。

したがいます。二つようにならざるを得ないというふうになつてしまふわけが二